

特定非営利活動法人アジア太平洋資料センター（PARC）
〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1-7-11／03-5209-3455
office@parc-jp.org



2025 年 9 月 1 日

ヤマハ株式会社
代表執行役社長 山浦 敦 殿

<質問状ご回答のお願い>

私ども、アジア太平洋資料センター（PARC）は日本に事務所を置く NGO として、国内外における人権や労働者の権利侵害を調査し、是正するための現場での独自の調査研究、問題の普及啓発や企業・政府との対話を促進させる団体です。

この度、インドネシア共和国における貴社のグループ企業の一つで労働者の権利侵害を伴う不当労働行為の可能性を示唆する一連の報道を受けて事実確認と貴社の見解をうかがいたく質問状をお送りする次第です。お忙しいところ大変恐縮ですが9月末日までにご回答いただきたくお送りしました。なお、貴社の回答を受けて質問状の内容と回答を当団体ウェブサイト等にて公開させていただく予定であります。ご回答いただけない場合はその旨を公開させていただく予定です。あらかじめご了承ください。

特定非営利活動法人
アジア太平洋資料センター（PARC）
事務局長
田中 滋

<労働者の団結権（結社の自由）侵害の可能性にかかわる公開質問状>

「結社の自由」は基本的労働者の権利として ILO 条約に明示されているだけでなく国内でも日本国憲法と労働基本法、労働組合法にて再三追認されている権利の一つと言えます。

しかしながら、2025 年のインドネシア現地報道によれば、貴社のグループ企業の一つである PT Yamaha Music Manufacturing Asia にて労働組合に所属する労働者 2 名（Slamet Bambang Waluyo 氏ならびに Wiwin Zaini Miftah 氏）が昨年 10 月に組織された労働時間外での集会への関与を理由に 2025 年 2 月 27 日付で解雇されたと報じられています。

しかし、組合員による労働時間外の集会開催は「結社の自由」で認められている正当な権利であり、この解雇は不当であると当該 2 名の所属する組合は主張しています。

このことに対して、インドネシア人材省が 2025 年 3 月 10 日付の公式文書（4/50/HI.00.01/III/2025）において 2025 年 2 月 27 日付の解雇は不当解雇にあたりと認定したことが報じられています。

さらに、ブカシ人材当局による調停を通じて、2025 年 5 月 23 日付で当該の労働者 2 名を 7 日以内に再雇用することが命じられていると労働者らの所属する労働組合は発表しています。不当に解雇されている期間の給与も 2 名に対して支払われるべきであるとも命じられていると主張されています。

ところが、2025 年 8 月 7 日時点報道では、当該の労働者 2 名がいまだに職場に復帰させられていないことを受けて労働者が抗議行動を行った旨が報じられており、本質問状をお送りする時点において 2 名の労働者が再雇用されたことを示す報道や組合からの発表は確認できていません。

加えて、当該の労働者 2 名の不当解雇に対する労働組合の反応として正当な手続きを経てストライキが 2025 年 3 月 10 日から 13 日にかけて行われましたが、このストライキ参加者の給与がストライキ参加日数分減給されていると組合は主張しています。この主張が正しければ、減給は正当な労働組合活動に対する報復的措置であり、結社の自由を妨げる行為にほかなりません。

以上の経緯を受けて下記の質問へのご回答をお願いいたします：

- 1) 貴社の海外拠点 PT Yamaha Music Manufacturing Asia にて不当に解雇されたと報じられている Slamet Bambang Waluyo 氏ならびに Wiwin Zaini Miftah 氏の復職は果たされていますか？その場合復職された日付はいつになりますか？
- 2) 貴社はその海外拠点 PT YMMA 社において上記の当該二名が 2024 年 10 月の集会に関連した労働協約違反ないし刑事告発を受けたことを事由に解雇されている事実をいつから把握していますか？
- 3) 上記二名の解雇について、インドネシア人材省およびブカシ人材当局が上記の解雇は解雇事由が不適切であることを YMMA 社に通達していた事実を把握していますか？
- 4) ブカシ人材当局による通達に異議申し立てをされる予定もしくはすでにされている場合は貴社ないし YMMA 社としての見解をお示してください。
- 5) 2025 年 3 月のストライキに参加した労働者の給与が日数分減らされたのは事実ですか？また、事後の補填は行われていますか？補填がすでにされている場合は補填された日付をお示してください。補填されていない場合は貴社としての減給に対する理由をお示してください。

（以上）

ご回答送付先：

特定非営利活動法人アジア太平洋資料センター（PARC） 担当：田中
〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1-7-11
TEL: 03-5209-3455／FAX: 03-5209-3453／office@parc-jp.org

※ご回答は書面にて 2025 年 9 月末日までに上記住所にご送付いただくか、PDF にて上記アドレスへ電子メールで送付くださいますようお願いいたします